

附属書[14] 備品

- 1 船舶の推進に係る機関には、次に掲げる予備の部品が備え付けられていること。  
 (1) 主機として用いるディーゼル機関及びガソリン機関にあつては、表1に掲げるもの

表1 主機として用いるディーゼル機関及びガソリン機関の予備の部品

予備の部品の種類	航行区域				概要
	遠洋区域	近海区域		沿海区域	
		限定近海船以外	限定近海船		
シリンダの弁	排気弁	1 シリンダ分			(備考)
	吸気弁	1 シリンダ分			
	始動弁	1 個			
	逃がし弁	1 個			
	燃料弁	1 シリンダ分			
接続棒の軸受並びにボルト及びナット (大端部及び小端部の完備品)	各種 1 シリンダ分				単動式機関については、上部受金の下半及び下部受金の上半のみにとどめて差し支えない。
ピストンリング	1 シリンダ分				
ピストン冷却用テレスコ管(内管及び外管)	1 シリンダ分				
カム軸駆動装置	各種 6 リンク分				チェーン式の場合に限る。沿海区域を航行区域とする総トン数 1,000 トン未満の船舶にあつては、省略して差し支えない。
シリンダ注油器	1 個				
燃料噴射ポンプ (完備品)	1 シリンダ分				海上で部品の取替えが可能な場合については、その動作部品(プランジヤ、スリーブ、弁、ばね等)1 シリンダとして差し支えない。
燃料噴射管	各種寸法・形状のもの各 1 個				接合金具を含む。
掃除空気用吸入弁及び吐出弁(完備品)	各種 1 ポンプ分				
排気タービン過給機用軸受及び気密パッキン	各種 1 個分				
点火プラグ	シリンダ 1 個ごとに 1 個		シリンダ 2 個又はその端数ごとに 1 個		ガソリン機関に限る。

備考 ケーシング、ばねその他の附属品を完備したものであること。

(2) 主要な補助機関として用いるディーゼル機関及びガソリン機関にあつては、表 2 に掲げるもの

表 2 主要な補助機関として用いるディーゼル機関及びガソリン機関の予備の部品

予備の部品の種類	航行区域					摘要
	遠洋区域	近海区域		沿海区域	平水区域	
		限定近海船以外	限定近海船			
シリンダの弁	排気弁	1 シリンダ分				(備考)
	吸気弁	1 シリンダ分				
	始動弁	1 個				
	逃がし弁	1 個				シリンダ径 230mm を超えるものに限る。(備考)
	燃料弁	1 シリンダ分				(備考)
接続棒の軸受並びにボルト及びナット (大端部及び小端部の完備品)	各種 1 シリンダ分					単動式機関については、上部受金の下半及び下部受金の上半のみにとどめて差し支えない。
ピストンリング	1 シリンダ分					
ピストン冷却用テレスコ管(内管及び外管)	1 シリンダ分					
燃料噴射ポンプ(完備品)	1 シリンダ分					海上で部品の取替えが可能な場合については、その動作部品(プランジャ、スリーブ、弁、ばね等)1 シリンダとして差し支えない。
燃料噴射管	各種寸法・形状のもの各 1 個					接合金具を含む。
排気タービン過給機用軸受及び気密パッキン	各種 1 個分					
点火プラグ	シリンダ 1 個ごとに 1 個	シリンダ 2 個又はその端数ごとに 1 個				ガソリン機関に限る。

備考 ケーシング、ばねその他の附属品を完備したものであること。

(3) 主機又は主要な補助機関として用いる蒸気タービンにあつては、表 3 に掲げるもの

表 3 蒸気タービンの予備の部品

予備の部品の種類	航行区域					摘要
	遠洋区域	近海区域		沿海区域	平水区域	
		限定近海船以外	限定近海船			
主軸受金	各種 1 軸受分					
ロータスラスト受んパット及び調整片	各種片面分					主機として用いられる蒸気タービンであつてパットの形式が両面で異なるものについては、1 軸受分とする。
ロータ軸気密装	各種 1 組					スプリングを含む。

置用パッキン			
--------	--	--	--

- (4) 主機及び主要な補助機関として用いるガスタービンにあつては、こし器等の消耗しやすい部品その他管海官庁が必要と認めるもの
- (5) 主ボイラ及び主要な補助ボイラにあつては、表4に掲げるもの

表4 ボイラの予備の部品

予備の部品の種類	航行区域				摘要	
	遠洋区域	近海区域		沿海区域		平水区域
		限定近海船以外	限定近海船			
安全弁のばね	各種1個				過熱器安全弁のばねを含む。	
噴油バーナのノズル(完備品)	1ボイラ分					
筒形水面計ガラス	12個	6個		3個	パッキンを含む。	
へん平形水計ガラス	2個	1個				
へん平形水面計枠	1個					

- (6) 推進に関係のある補機及び空気圧縮機(非常用のものを除く。)にあつては、表5に掲げるもの

表5 補機の予備の部品

予備の部品の種類		航行区域				摘要	
		遠洋区域	近海区域		沿海区域		平水区域
			限定近海船以外	限定近海船			
往復動ポンプ	弁座及びばね	各種1組				限定沿海を航行区域とする船舶にあつては、省略して差し支えない。	
	ピストンリング	各種1シリンダ分					
回転式ポンプ	軸受	各種1個				パッキン、スリーブ等の消耗しやすい部品に限る。	
	軸封装置	各種1個					
空気圧縮機	ピストンリング	各種1シリンダ分					
	吸入弁、吐出弁及びばね	各種1/2台分					

備考

- 船舶に備え付ける補機の数機関規則に定める数を超える場合、超過した補機については、予備の部品を省略して差し支えない。
- 同一用途で同形式の補機を2以上備え付ける場合については、それに要する予備の部品の数を1台分として差し支えない。
- 備考2の規定にかかわらず、補機(ビルジポンプ及び消火ポンプを除く。)については、船舶の通常の航行状態に対し十分な容量の予備のポンプが備え付けられている場合に限り、これらの補機に係る予備の部品を省略して差し支えない。

2 1(1)から(5)までに掲げる機関以外の機関の予備の部品については、資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。

3 船舶には、表 6 に掲げる測定器具及び工具が備え付けられていること。

表 6 測定器具及び工具

測定器具及び工具の種類			航行区域				摘要	
			遠洋区域	近海区域		沿海区域		平水区域
				限定近海船以外	限定近海船			
主ボイラ又は主要な補助ボイラ用	チューブプラグ(過熱器の管用のを含む)	水管ボイラ	各種それぞれ12個	各種それぞれ8個	各種それぞれ4個	各種それぞれ2個	各寸法のものをそれぞれ1個以上とする。	
		その他のボイラ	計12個	計8個	計4個	計2個		
すべてのボイラ用	標準圧力計		1個				圧力計試験装置として差し支えない。	
	ボイラ水試験器		一式				塩分計2個として差し支えない	
機関の保守、整備及び修理に必要な測定器具及び工具			一式					